

◆ 学生宿舎案内－三鷹国際学生宿舎を除く－

学生宿舎

名 称	所 在 地	通学所要時間	定 員	食堂の有無
豊 島 国 際 学 生 宿 舎 A 棟、B 棟 (男子・女子)	東京都豊島区西巣鴨2-31-7 〒170-0001 問合せ先 奨学厚生課厚生チーム 03(5841)2554、2545	45分	500人	無

・上記の学生宿舎の入居者募集及び入居資格の詳細については、次のウェブサイトをご覧ください。奨学厚生課厚生チームまで直接お問い合わせください。

東京大学ウェブサイト <https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/index.html>

> 教育・学生生活 → 授業料・奨学制度・宿舎等 → 学生宿舎

奨学厚生課厚生チーム 電話：03(5841)2554、2545

E-mail : kousei.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

・三鷹国際学生宿舎の詳細については、次のウェブサイトをご覧ください。教養学部等事務部学生支援課厚生チームまで直接お問い合わせください。

東京大学大学院総合文化研究科・教養学部ウェブサイト

<https://www.c.u-tokyo.ac.jp/campuslife/index.html>

> 在学生の方 → 学生生活支援 → (住居について) → 学生宿舎

◆ 国民年金への加入について

(1) 公的年金と手続

日本国内に居住している20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています(国民皆年金)。20歳になったら加入手続をし、毎月保険料を納めることが必要です。保険料は日本年金機構のウェブサイトを確認できます。(https://www.nenkin.go.jp) 現金、口座振替、クレジットカードによる支払いが可能です。保険料を納めないと、在学中に事故や病気で障害が残っても障害基礎年金が受けられなかったり、将来受け取る老齢基礎年金が減額されたりする場合があります。

(2) 学生納付特例制度

所得の少ない学生は、国民年金保険料の納付が猶予される学生納付特例制度に申請することができます。承認されると、障害等不慮の事態には満額の年金が支給され、特例期間も老齢基礎年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されませんので、満額受けるためには追納の必要があります。詳しくは、日本年金機構のウェブサイトを参照してください。申請書もダウンロードできます(本学では学生納付特例の代行事務は行っていません)。